平成２２年（フ）第７０８号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目13番11号　ブランナール元町203号
債務者　増田　幸則
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３４号
広島県安芸郡熊野町城之堀７丁目９番35号
債務者　飯干みどり
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１８号
広島県東広島市西条町下見4663番地１
債務者　梶山　真吾
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
福岡県八女市星野村1072番地
債務者　江頭　昌宏
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４７号
福岡県八女市黒木町今710番地３
債務者　江田こと　江頭真理恵
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３１号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3256番地１　サザンハイツＢ101
債務者　小林ひろ子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
大分県速見郡日出町大字川崎4984番地青津山住宅Ｂ―12―52
債務者　佐藤　政美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目18番２号　寺原アパート１階
債務者　寺原頭司子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
北海道苫小牧市日吉町４丁目27番８号、住民票上の住所北海道苫小牧市日吉町４丁目９番19号　カーサ．クラージュ203
債務者　渡辺　和騎
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０７号
北海道苫小牧市青葉町２丁目３番11号　アオバアパートＢ１階右
債務者　南　　史枝
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４９号
秋田県男鹿市船越字内子142番地10
債務者　杉本さくら
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０５号
秋田市仁井田字大野291番地７
債務者　川上　康子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３号
福島市飯坂町字下川原32番地の９
債務者　今村　麻衣
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２３４号
福島市笹谷字下成出２番地の１　笹谷駅前コーポラス５―113
債務者　渡邉　和則
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
石川県白山市美川浜町ヲ245番地
債務者　笠間　伸二
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
金沢市米丸町167番地、従前の住所金沢市北寺町ニ38番地１
債務者　表　　恵（旧姓阿部・宮島）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
金沢市野町２丁目30番９号　トキワオフィイス、従前の住所石川県白山市美川和波町北56番地15
債務者　小松　容子（旧姓塩本）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所